

## 第2部 各局主要政策

### 第1章 内局

第1節 経済産業政策局	105
1. 総論：2022年度の新しい資本主義のグランドデザイン等の動きについて	105
1. 1. 新しい資本主義実行計画の取りまとめ	105
1. 2. 新しい資本主義実現会議等の開催と来年度の改訂に向けて	105
1. 3. 経済産業研究所（RIETI）について	105
1. 4. 経済産業政策の新機軸について	106
2. 産業の新陳代謝	107
2. 1. 産業競争力強化法	107
2. 2. 株式会社産業革新投資機構／株式会社INCJ	111
2. 3. 架け橋プロジェクト	111
2. 4. オープンイノベーション促進税制	111
2. 5. エンジェル税制	112
2. 6. スtockオプション税制	112
2. 7. J-Startup	112
2. 8. 外国人起業活動促進事業	112
2. 9. Web3.0 推進に向けた事業環境整備	112
3. 産業金融政策	113
3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務	113
3. 2. リースを活用した低炭素製品の導入促進	113
3. 3. ローカルベンチマーク	113
3. 4. 産業・金融・IT融合（FinTech）に関する検討	113
3. 5. 持続的成長に向けた長期投資	113
4. 産業人材政策	113
4. 1. 人的資本経営の推進	113
4. 2. 未来人材会議	114
4. 3. 人材育成	114
4. 4. 多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討	115
4. 5. 外国人材政策	115
4. 6. 賃上げ促進税制	116
5. 女性の活躍推進等	116
5. 1. ダイバーシティ経営の推進	116
5. 2. 女性活躍等の取組	116
5. 3. 障害者関連施策	117
6. 知的財産政策	118
6. 1. 不正競争防止法改正について	118
6. 2. 営業秘密保護のための取組	118

6. 3. データ利活用の推進に向けた取組	119
6. 4. 知的資産経営の推進	119
6. 5. 標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針の策定	120
7. 企業法制の課題に関する取組・企業会計	120
7. 1. コーポレートガバナンスに関する取組	120
7. 2. 事業再編の促進に関する取組	121
7. 3. 企業会計	121
7. 4. 開示・企業と投資家との対話	122
7. 5. 企業の社会的責任（CSR）	122
8. 競争政策	123
8. 1. 概要	123
8. 2. 2022年度の主な取組	123

## 第1節 経済産業政策局

### 1. 総論：2022年度の新しい資本主義のグランドデザイン等の動きについて

#### 1. 1. 新しい資本主義実行計画の取りまとめ

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため設置された新しい資本主義実現会議において、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の取りまとめに向けた議論が行われた。議論を経て、2022年6月7日「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定された。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの重点的投資、スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進、GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資などが重点投資分野として記された。

経済産業省としては、賃上げや人材育成、量子・AIやバイオものづくり等の分野におけるイノベーションの促進、スタートアップへの投資促進、GX・DXへの投資等に向けた具体的な取組を示した。

#### 1. 2. 新しい資本主義実現会議の開催と来年度の改訂に向けて

新しい資本主義実現会議において、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂に向けた重要テーマごとの検討が深められた。経済産業省としては、リスクリソングや構造的な賃上げを始めとする人への投資、生成AI技術の利活用に向けた環境整備や循環経済（サーキュラーエコノミー）等の科学技術・イノベーション、GX・DXに向けた投資等について方向性を示した。また、2022年6月に閣議決定された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の進捗状況の確認が行われた。

##### （1）規制改革推進会議

規制改革推進会議は、2016年9月に、規制改革会議の後身の常設の会議体として設置された。2021年8月から、①スタートアップ・イノベーション、②「人」への投資、③医療・介護・感染症対策、④地域産業活性化（農林水産、観光等）、⑤デジタル基盤の5つの重点分野について、ワ

ーキンググループで、規制改革に向けた審議が行われた。この議論を踏まえ、2022年5月27日に「規制改革推進に関する答申」が取りまとめられた。経済産業省に係る事項としては、スタートアップに関する規制・制度見直しや、規制改革関連制度の連携等について盛り込まれている。

この答申等を踏まえ、対象となった規制や制度の改革を着実に進めるため、2022年6月7日に「規制改革実施計画」が閣議決定された。

#### 1. 3. 経済産業研究所（RIETI）について

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。RIETIでは、2020年度から2023年度までの4年間で第5期中期目標期間とし、同中期目標に示した第4次産業革命関連の研究の実施、文理融合を含めた複数分野の研究体制の確立、EBPM（Evidence-based Policy Making）研究の推進により、経済産業政策の立案に貢献することとした。

第5期中期目標期間の2年度目である2022年度の調査・研究・政策提言・資料統計業務では、「査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数」について、影響度や引用された頻度が高いことを表すインパクトファクターQ1又はQ2の学術誌に32件の論文が掲載された。「EBPM、文理融合及び海外研究者の論文数」は81件となり、年度目標30件以上を大きく上回る実績を上げ、特にEBPMに関する研究論文数は前年度28件に対して40件と大幅増となった。「白書、審議会資料等における研究成果の活用件数及び政策アドバイス件数」は年度目標210件以上に対して310件の実績を上げた。特に2022年4月に設置されたEBPMセンターにおいて大規模事業（①先端半導体の国内生産拠点確保にかかる補助事業、②グリーンイノベーション基金事業）について経済効果の事前評価や事業実施中の見直しのための仕組みづくりなど、政策当局が策定する検証シナリオについて伴走型でアドバイスをを行った。RIETIの研究成果は、白書や審議

会資料等への記載だけでなく、国会審議の場でも活用された。

成果普及・国際化業務では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、主催する国内外の公開シンポジウム、セミナー等のイベントを全てオンライン形式により実施し、各方面への周知や共催団体等との連携強化等に取り組んだことにより、集客数は過去最高の10,599人となった。また、ウェブサイトにおける動画コンテンツや海外向け情報発信の充実、メディアとの共同企画・連載記事の掲載、新型コロナウイルスが経済に与えた影響を分析した書籍の発刊等、時宜を捉えた取組を行うとともに、国内外の有識者、政策実務者が集う「知のプラットフォーム」として国際的な認知度を活かし、多岐にわたる重要なテーマで世界最先端の政策研究を取り込み、経済産業政策等の立案等に貢献した。

#### 1. 4. 経済産業政策の新機軸について

##### (1) 経済産業政策新機軸部会について

日本経済が過去30年近く低迷している一方、海外では、コロナ禍に代表される不確実性の高まり、先進国経済の長期停滞、デジタル技術を中心とした革新的な技術の進展、地政学/地経学リスクの増大などのマクロ環境の変化を受けて、これまでにない規模と形式の産業政策が展開されている。

これを受けて、2021年度春の産業構造審議会総会にて、伝統的な産業振興・保護とも、相対的に政府の関与を狭める構造改革アプローチとも異なり、気候変動対策、経済安保、格差是正など、将来の社会・経済課題解決に向けて鍵となる技術分野、戦略的な重要物資、規制・制度などに着目し（ミッション志向）、ガバメントリーチを拡張する、経済産業政策の新機軸という全く新たな産業政策への挑戦をかかげた。そして、2021年11月より産業構造審議会直下に「経済産業政策新機軸部会」を設置し、本格的に議論を開始した。

その後、第1回～第8回までの部会での議論を踏まえ、2022年6月に中間整理を取りまとめ、公表した。

2022年11月からは、更なる環境変化も踏まえて、さらに議論を深め、中間整理後最初の回となる第9回部会において、目指すべき目標をより深化させて、国内投資・イノベーション・所得向上の好循環の実現を目指すことを提示

し、その後第二次中間整理に向けて、第13回までこの方向性に基づいて中間整理で示したアジェンダごとに議論を進めた。

##### (2) 各回・中間整理の概要

###### ○第7回

・包摂的成長（地域・中小規模企業・文化・スポーツ等）について

###### ○第8回

・中間整理案について

###### ○中間整理（2022年6月）

第1回～第8回までの部会での議論の成果として、2022年度6月に公表した。

中間整理では、目指すべき姿として投資によるイノベーションの成果が分配され次なる成長につながる「成長と分配の好循環」を生み出し、「新しい資本主義」を実現することで、持続的な経済社会を実現することを位置づけた。

その上で、人材やスタートアップのエコシステムなど経済社会の基盤を組み替えるとともに、大規模・長期・計画的な支援等の施策を総動員し、大規模な民間投資やスタートアップへの資金供給拡大を引き出し、日本で停滞している成長投資を、他の先進国を超えるペースで拡大することを目指すこと等の方針を、「経済産業政策の新機軸」として定めた。そして、経済社会課題の解決をミッションとして掲げて取り組む「ミッション志向の産業政策」と、「経済社会システムの基盤の組み替え（OSの組み替え）」を二つの柱として取り組むこととした。

「ミッション志向の産業政策」では、国や世界全体で解決すべき経済社会課題（ミッション）は、世界全体での大きなニーズに基づく大規模な市場を創出する可能性のあるものであること、その市場を捉えることが日本の経済成長の好機になるとの考えの下、官民で長期的なビジョン・目標や戦略を共有し、経済社会課題の解決と成長の実現という「二兎」を追求することとした。その具体的分野として、炭素中立型社会の実現、デジタル社会の実現、経済安全保障の実現、新しい健康社会の実現、災害に対するレジリエンス社会の実現、バイオものづくり革命の実現、の6分野を提示した。また、これらのミッション達成に横断的

に必要な「経済社会システムの基盤の組替え（OS）」として、人材、スタートアップ・イノベーション、グローバル企業の経営：価値創造経営、徹底した日本社会のグローバル化、包摂的成長（地域・中小企業・文化経済）、行政：E B P M・データ駆動型行政、の6分野を提示した。また、今後検討すべき論点の例として提示された課題として成長志向型の資源自律経済の確立、Web3.0 2分野等が挙げられ、その後の第31回産業構造審議会総会（2022年8月4日）「経済秩序の激動期において取り組むべき分野」としてこの2つの分野が位置づけられた。

また、これらの分野における長期ビジョン、定量目標、対応の方向性を示した。

#### ○第9回

- ・「経済産業政策の新機軸」の進捗状況と今後の進め方について

#### ○第10回

- ・Web3.0の可能性と政策対応について
- ・スタートアップ・イノベーションについて
- ・成長志向型の資源自律経済の確立について

※2022年12月8日に開催した国内投資拡大のための官民連携フォーラムについても開催概要を報告した。

#### ○第11回

- ・賃上げ
- ・労働生産性
- ・価値創造経営について

#### ○第12回

- ・GX/DXについて

#### ○第13回

- ・新しい健康社会の実現について
- ・地域の包摂的成長について

#### （3）関連する動き

国内投資・イノベーション・所得向上の3つの好循環の起点となる国内投資に関して、官民での国内投資の機運醸成を図るべく、「国内投資拡大のための官民連携フォーラ

ム」が2022年12月8日に総理出席の下開催され、官民において国内投資の一層の加速が必要である旨の共通認識を醸成した。

また第13回で議論した地域の包摂的成長に関しては、少子化対策には国内投資の拡大により地方で良質な雇用を創出すること等を通じて、若者・女性の希望の回復が重要との議論がなされた。同時期に、岸田総理の指示の下でも・子育て支援の強化が小倉内閣府特命担当大臣の下で検討されていたところ、経済産業省としても少子化対策に貢献するとの観点から、西村経済産業大臣と少子化対策に積極的な企業との車座を実施し、企業の取組について理解を深めるとともに、優良事例の発信を行った。

## 2. 産業の新陳代謝

### 2. 1. 産業競争力強化法

#### （1）概要

産業競争力強化法はアベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生することで、バブル崩壊から20年以上続く低迷とデフレから早期に脱却させ、持続的な経済成長を実現させることを目的として2014年1月20日に施行された。その後、一度の改正を経て、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、2021年度に産業競争力強化法の改正が行われた（2021年6月16日及び同年8月2日施行）。

#### （2）個別施策の実績

（ア）経済社会情勢の変化に対応した成長支援

##### （A）事業適応計画

経済社会情勢の変化に対応し、生産性向上や需要開拓のために行う事業再構築やDX、カーボンニュートラルの実現に向けた取組をそれぞれ①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、③エネルギー利用環境負荷低減事業適応として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。

a. 成長発展事業適応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響によって、厳しい経営環境に直面している事業者であっても、ポストコロナに向けて事業再構築・再編等の経営改革に果敢に取り組む企業に対し、最長5事業年度の間に行った成長発展事業適応のために必要な成長投資の額の範囲内で繰越欠損金の控除上限を100%（現行制度は50%が上限）へ引き上げる措置やツーステップローンを講ずるもの。

b. 情報技術事業適応

ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル術を活用したビジネスモデル変革（DX）を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠という観点から、事業者が、全社レベルのDXの計画を策定し、これに従って行われる設備等の投資額について、税制上の優遇措置やツーステップローンを講ずるものである。

c. エネルギー利用環境負荷低減事業適応

気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速する中、事業者が、こうした潮流に対応し2050年カーボンニュートラルを実現すべく、脱炭素化効果が高い製品の普及や生産工程等の脱炭素化に取り組む計画を策定し、計画に従った設備投資を行う場合に税制上の優遇措置を講ずるもの。

加えて、2050年カーボンニュートラル実現に向けた10年以上の計画を策定し、着実なCO<sub>2</sub>削減のための取組（トランジション）を進める事業者に対し、成果連動型利子補給制度やツーステップローンを講じており、2022年3月末までに民間金融機関も含めた7機関を指定金融機関として指定した。

	認定件数
成長発展事業適応	35件
情報技術事業適応	43件

エネルギー利用環境負荷低減事業適応	104件
-------------------	------

（2023年3月31日時点）

（イ）「新たな日常」に向けた事業環境の整備

(A) 規制改革の推進

a. バーチャルオンリー株主総会

現行の会社法では、リアル株主総会やハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は可能であるが、バーチャルオンリー株主総会の開催は難しいとされる。これは、会社法上、株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならない（会社法298条1項1号）とされているところ、株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されているためである。

他方で、バーチャルオンリー株主総会は、(i)遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、(ii)物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、(iii)株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができる。このように、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化する観点から、産業競争力強化法において、会社法の特例として、「場所の定めのない株主総会」に関する制度を創設し、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能としている。

具体的には、一定の要件を満たすことについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社に限り、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、当該定款の定めのある上場会社について、物理的な会場を設けないバーチャルオンリー株主総会の開催を可能としている。

両大臣の確認にあたっては、各企業から提出された申請書と添付資料をもとに、通信の方法に関する責任者の設置、通信の方法に係る障害に関する対策についての方針、通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針、株主の数が100人以上であること、を

要件として確認している。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行日（2021年6月16日）から2年間（2023年6月16日まで。同日を含む。）は、上記の確認を受けた上場会社について定款の定めがあるものとみなすことができ、この場合、定款変更の株主総会決議を経ることなく、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となる。

経済産業省では、本制度に基づき、法務省と連携の上で、上場会社からの両大臣の確認申請に係る事前相談、正式申請、審査、確認書の交付等の手続を随時行っている。制度開始から2023年3月末までに実際にバーチャルオンリー株主総会を開催した会社は46社（延べ53回）、「場所の定めのない株主総会」とする旨の定款変更を決議した会社は384社となっている。

b. 規制のサンドボックスの恒久化（生産性特措法からの移管）

規制のサンドボックス制度は、革新的な事業活動を行う事業者の取組を促進し、生産性を向上させるため、これまでにない革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けられることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、「まずやってみる」ことを許容し、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革の推進を図るもの。

本制度は、2021年6月までの時限法であった生産性向上特別措置法に規定されていたが、これまで本制度の活用を通じて新たな技術・ビジネスモデルの社会実装が進んだ実績があること、グリーゾーン解消制度や新事業特例制度と併せて規制改革を進めることが有益であること等を踏まえ、産業競争力強化法に移管し恒久化することとした。

なお、2022年度は、ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証、前払式支払手段と交換可能なポイントを労働者へ付与することに関する実証が認定され、実証が行われた。

c. 債権譲渡における第三者対抗要件の特例（民法等の特例）

債権の譲渡は、民法第467条において、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができず、この通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ債務者以外の第三者に対抗することができないとされている。また、確定日付のある証書は、民法施行法に規定されており、公正証書や内容証明郵便等がこれに当たる。

改正産競法に基づき、債権の譲渡の通知又は承諾（以下「債権譲渡通知等」という）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って提供する情報システム（一定の要件を充たすものに限る）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第467条2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなすこととする特例措置が規定された（産業競争力強化法11条の2）。

d. グリーゾーン解消制度・新事業特例制度

グリーゾーン解消制度・新事業特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度である。このうち、グリーゾーン解消制度は、具体的な事業計画に即して規制の適用有無を確認できる制度である。また、新事業特例制度は事業者による規制の特例措置の提案を受けて企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度となっている。

2022年度は、グリーゾーン解消制度では、国・地方自治体の行政機関との契約におけるクラウド型電子契約サービス、建設業界への電子契約サービスの提供等について可能という回答があり、本制度を活用した事業を全国的に実施することが可能となっている。また、AI等による契約書審査サービスについて弁護士法に関する回答があった。また、新事業特例制度では、「電動キックボード運転時のヘルメット任意着用」などの計画認定を受けて特例措置を利用した事業が継続されている。

	回答又は認定件数
新事業特例制度	累計：16件
	2022年度：0件

グリーゾーン解消制度	累計：239 件
	2022 年度：25 件
規制のサンドボックス制度	累計：18 件
	2022 年度：5 件

(経済産業省が主務大臣である件数、2023 年 3 月 31 日時点)

e. スタートアップ新市場創出タスクフォース

上述のような事業者単位で規制を乗り越えるための支援制度があっても、経営資源に限りがあるスタートアップにとってはハードルが高く、活用に至らないことも多かった。そこで、スタートアップの新市場創出を法律面から支援するためのタスクフォースを創設し、規制に係る関係法令の特定を行い、法律上の論点整理を支援した。

(B) ベンチャー企業の成長支援

a. ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度

ディープテックベンチャーを始めとする、事業化・収益化までの間が長く、かつ必要資金が大規模なベンチャーにおいて、継続的な成長を見越した資本政策の環境として、株式に比較して資本コストの低い融資(デット)による資金調達のニーズが高まっている。

他方、民間金融機関にとって、ベンチャーと従来の一般的な貸出先とでは、担保資産が僅少・事業見通しが不安定等、融資判断の状況が大きく異なり、現状、ベンチャー向け融資の実績が積み上がらず、実績が上がらないためノウハウが蓄積しない、という悪循環に陥っている。

こうした状況を踏まえ、2021 年度の産業競争力強化法の改正において事業計画を認定されたベンチャーが、経済産業大臣に指定された民間金融機関(以下、「指定金融機関等」)から行う一定の借入れについて、(独)中小企業基盤整備機構が債務を保証する制度を創設した。

なお、2022 年度において、5 件の指定金融機関等への指定と、3 件の事業計画の認定を行った。

b. 国内ファンド(LPS)による海外投資拡大(現行の海外投資 50%規制の適用除外)

投資事業有限責任組合が行う海外投資は、投資事業

有限責任組合契約に関する法律に基づき、既出資総額の 50%未満に制限されているところ。令和 3 年度産業競争力強化法の改正において、我が国企業の国際競争力強化の観点から、国内企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションに関する経済産業大臣の認定を受けたファンドによる投資については、50%の海外投資比率規制の適用を除外する特例を措置した。

なお、2022 年度において、1 件のファンドの計画認定と、1 件の個別の投資の確認を行った。

(C) 事業再編の推進

a. 事業再編計画

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせ、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るためには「事業再編」を進めやすい環境整備が重要である。このため、前向きな事業再編に取り組む企業に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

認定を受けた事業再編によって、世界市場で勝ち抜く競争力の獲得や地方経済の活性化を通じた日本企業の生産性の向上が期待される。

	認定件数 (累計)		認定件数 (2022 年度)	
	経済産業省	他省庁	経済産業省	他省庁
事業再編計画	64 件	60 件	12 件	9 件

(2023 年 3 月 31 日時点)

c. パーシャルスピノフを行う際の課税の特例

スピノフについては、経営の独立により事業へのフォーカスが強化されることなどから、スピノフを実施する会社及びスピノフにより独立した会社の双方の企業価値の向上が期待される。

もともと、2017 年度以降、国内上場会社によるスピノフ税制の活用実績は 1 件に留まっている。この要因の一つとして、スピノフを実施する会社とスピノフにより独立した会社との資本関係を完全に解消することが求められる現在のスピノフ税制は、段階的に分離・独立したい意向をもつ企業にとって使いにくいことが挙げられる。

このため、令和5年度税制改正において新たな制度を創設し、持分の一部を残すスピノフも、2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、スピノフされた会社が経済産業大臣の定める要件を満たすものとして、スピノフを実施する会社が事業再編計画の認定を受けた場合には課税の特例措置が適用されることとした。

#### (D) 事業再生の円滑化

##### a. 事業再生ADR（私的整理）から簡易再生手続（法的整理）への移行等の円滑化

本制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度。企業の早期事業再生を支援するため、中立的な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、その際の双方の税負担を軽減することで債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。

2023年3月末までに285社（91件）の手続利用申請があり、このうち245社で事業再生計画案に対し債権者全員が合意して成立した。

## 2. 2. 株式会社産業革新投資機構／株式会社INCJ

### (1) 株式会社産業革新投資機構

株式会社産業革新投資機構は、2018年9月、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行に伴い、産業革新機構を改組し、設立された。同機構は、産業競争力強化法に位置付けられた政策実施機関として、オープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与することを目的とした組織である。また、産業投資として、公益性が高く、かつ、リターンが期待できるが、国内民間企業だけではリスクマネーが十分に供給できない事業分野に対し、民業補完の原則の下、資金供給等を行う役割が期待される。2022年度までにおいて、機構の子会社が運営するファンドに合計4件、14,200億円、民間が運用するファンドに対して、合計28件、1,465億円の出資約束を実施している。

### (2) 株式会社INCJ

株式会社INCJは、2018年9月、株式会社産業革新機構から新設分割する形で発足した。株式会社産業革新機構から従来の事業を承継した同社は、会社分割に関する経

済産業大臣認可の条件等に基づき、旧産業競争力強化法と同趣旨の枠組みのもとで運営されている。

当初の設立以来、累計で144件、1兆3,603億円の投資の決定（※）となっている。

（※）2023年3月末時点で株式会社INCJが公表している支援決定金額

## 2. 3. 架け橋プロジェクト

2015年4月、安倍首相が米国シリコンバレーを訪問し、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を発表した。これを受け、同年から、「人材の架け橋事業」・「機会の架け橋事業」を開始し、2016年から「企業の架け橋事業」を開始した。

「人材の架け橋事業」は、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった目線の高い新事業を創出する起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の育成を図る目的で、2022年度は審査を通過した100名を対象に国内プログラムを実施し、この中から20名をシリコンバレー・プログラム選抜メンバーとして決定した。

「企業の架け橋事業」は、高い技術力を持つスタートアップ等をイノベーション先端地域である米国シリコンバレー等に派遣し、グローバル展開の知見とネットワークを獲得し、新しい事業展開を推進する機会の創出を図ることを目的に、実施。「企業の架け橋事業」は2019年にJETROの「グローバル・アクセラレーション・ハブ」に継承され、現在に至るまで引き続きスタートアップの海外展開を政府として支援している。

「機会の架け橋事業」は、「人材の架け橋事業」・「企業の架け橋事業」での成功事例や体験の共有・発信、スタートアップと大企業や投資家とのマッチング、我が国の起業マインドの醸成等を目的に、日本スタートアップ大賞を実施している。2022年度においては、「日本スタートアップ大賞2022」の表彰式を首相官邸において執り行い、内閣総理大臣賞1件、経済産業大臣賞2件、農林水産大臣賞1件、文部科学大臣賞1件、審査委員会特別賞2件の表彰を行うとともに、「日本スタートアップ大賞2023」の募集を行い、過去最多の337件の応募があった。

## 2. 4. オープンイノベーション促進税制

スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向

け、国内の事業会社またはそのコーポレート・ベンチャーキャピタルが、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度。令和5年度税制改正において、国内の事業会社またはそのコーポレート・ベンチャーキャピタルが、スタートアップ企業の成長に資するM&A（議決権の過半数の取得）を行った場合、その取得した発行済株式についても税制の対象とする拡充を行った。

## 2. 5. エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行い株式を取得した年と、当該株式を譲渡した年において所得税の優遇を受けることができる制度。令和5年度税制改正において、保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設した。この他、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件緩和も行った。

## 2. 6. ストックオプション税制

一定の要件を満たしたストックオプションについて、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度。令和5年度税制改正において、スタートアップの事業展開の多様化を図る観点等から、設立の日以後の期間が5年未満であること等の要件を満たす株式会社がストックオプションを付与する場合には、そのストックオプションの行使は、付与決議の日後15年（改正前：10年）を経過する日までの間に行わなければならないこととし、権利行使期間を延長した。

## 2. 7. J-Startup

グローバルで成長するスタートアップを創出するために、実績あるベンチャーキャピタリストや、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、潜在力のあ

る企業を選定する制度。2021年10月には新たな推薦委員も加えて第3次選定を行い、医療、DX、環境、モビリティ、宇宙など様々な分野の50社の新たなスタートアップをJ-Startup企業として選定。2023年3月31日までに累計188社のスタートアップを選定している。

J-Startupプログラムでは、政府調達において、入札資格のランクに関係なく、J-Startup選定企業であれば入札できる優遇措置が設けられている。また、大企業経営層とのマッチング、規制のサンドボックス制度の活用支援等が、実施された。さらに、世界のイノベーション拠点に現地進出をサポートするための支援体制を構築し、各国政府・関係機関等と協力し、J-Startup企業等の現地進出支援を行った。

## 2. 8. 外国人起業活動促進事業

外国人起業家の呼び込みを通じ、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的として、2018年12月から、「外国人起業活動促進事業」を法務省とともに実施。具体的には、経済産業大臣が認定した地方公共団体の管理・支援計画に基づき起業準備活動を行う外国人起業家は、最長で1年間の在留資格「特定活動」を取得することができる。また、2022年12月より、外国人起業活動促進事業を活用し在留資格「特定活動」を取得して本邦に在留する外国人であり、かつ国家戦略特区特別区域外国人創業活動促進事業を活用して、創業活動を行おうとする者は最長1年の在留資格「経営・管理」への移行が可能となっている。

2022年度末時点において、経済産業大臣が認定した地方公共団体は計17団体となった。

## 2. 9. Web3.0 推進に向けた事業環境整備

令和5年度の税制改正において、法人が自ら発行し継続的に保有している暗号資産のうち、一定の条件を満たすものについて、期末時価評価課税の対象外とする見直しが措置された。

また、Web3.0事業者が監査法人に会計監査受嘱を拒否される事象が発生していることを受け、2023年1～3月において日本公認会計士協会と日本暗号資産ビジネス協会が合同でWeb3.0ビジネスの会計に関する勉強会を実施した（金融庁・経済産業省はオブザーバーとして参加した。）。

### 3. 産業金融政策

#### 3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)に基づく危機対応業務(指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央公庫が、日本政策金融公庫による信用補完等を受けて実施する資金繰り支援)を通じて、2020年3月19日付で危機認定された「新型コロナウイルス感染症に関する事業」等に関して、事業者への円滑な資金供給を促進した(同事業については、2022年9月末をもって申込を終了。)

#### 3. 2. リースを活用した低炭素製品の導入促進

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(2010年5月28日法律第38号)により、リース信用保険制度での支援措置が実施された。

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人(一般社団法人低炭素投資促進機構)が、リース会社を相手方として回収不可能となったリース料の一部を補填する保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を補完してリースをしやすいとするもの。

2022年度の契約引受件数は3,082件、引受保険金総額は約218億円となった。

#### 3. 3. ローカルベンチマーク

2022年度は、ローカルベンチマークの活用を一層促進するため、支援機関(金融機関を含む)や企業向けに、ローカルベンチマークガイドブックを用いたセミナーを実施した。また、企業向けセミナーの参加者を対象として、ローカルベンチマークを題材とした社内ディスカッションイベントを開催した。

加えて、委託事業により、ローカルベンチマークガイドブックについて、SDGs/DXへの取組事例や対話例等を盛り込んだSDGs/DX対応版を取りまとめた。

このほか、補助金等と連携するなど、更なるローカルベンチマークの普及拡大に向けた取組を実施した。

#### 3. 4. 産業・金融・IT融合(FinTech)に関する検討

関係省庁として参加している次世代資金決済システムに関する検討タスクフォースにおいて、全銀システムの参加資格のノンバンクへの拡大、多頻度小口決済を想定した

新しい資金決済システムの構築等の議論を継続的に注視し、関係省庁・関係機関と連携しつつ政策対応の検討を行った。また、関係省庁・関係機関での議論の結果として、2023年3月に次期全銀システム基本方針が策定され、2027年11月に更改期限が到来する全銀システムの在り方についての検討が進められた。

#### 3. 5. 持続的成長に向けた長期投資

「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会」での議論を引き継ぐ形で、2021年5月に企業、投資家、有識者から成る研究会(「SX研究会」)を立ち上げ、長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた議論を行った。また、同年10月には、本研究会の下部ワーキング・グループとして、「価値協創ガイダンスの改訂に向けたワーキング・グループ」を立ち上げ、SXに向けた中長期的な価値創造ストーリーの要素を価値協創ガイダンスに反映すべく議論を行った。これらの議論の成果を2022年8月に「SX版伊藤レポート(伊藤レポート3.0)」及び「価値協創ガイダンス2.0」として取りまとめ、公表し、長期的かつ持続的な企業価値向上のためには、SXをキーワードとする経営変革こそが、今後の経営に必要な不可欠とのメッセージを発信した。

また、上記レポートを受け、今後、多くの日本企業がSXの視点による事業再編や新規投資を通じて価値創造を進めるためには、その実現に向けた取組を投資家等も含めたインベストメントチェーン全体で推進していくことが重要との課題認識の下、投資家等との建設的な対話を通じて、社会のサステナビリティ課題やニーズを自社の成長に取り込み、事業再編・新規事業投資などを通じて、長期的かつ持続的な企業価値の向上に取り組んでいる先進的企業を、「SX銘柄」として、選定・表彰し、変革が進む日本企業への再評価と市場における新たな期待形成を促す事業を2023年2月に開始した。SX銘柄制度の創設に併せて、SX銘柄の審査プロセスや審査項目等の作成及びSX銘柄の選定を行うための委員会である「SX銘柄評価委員会」を、同月設置した。

### 4. 産業人材政策

#### 4. 1. 人的資本経営の推進

2020年9月に「持続的な企業価値の向上と人的資本に

関する研究会 報告書～人材版伊藤レポート～」を公表して以降、人材に関する注目度がますます高まる中で、企業の中でも、人的資本に関する課題が認識され始めている。まず、デジタル化や脱炭素化、コロナ禍における人々の意識の変化など、経営戦略と人材戦略の連動を難しくする経営環境の変化が顕在化するにつれ、非財務情報の中核に位置する「人的資本」が、実際の経営でも課題としての重みを増してきている。また、海外では、以前から、人的資本情報の開示に向けた機運が高まっていたが、その傾向は継続している。国内でも、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、人的資本に関する記載が盛り込まれたほか、2022年8月には内閣官房による人的資本可視化指針が策定され、2023年3月期決算以降の有価証券報告書における人的資本情報の開示拡充が行われるなど、動きは活発化している。

一方で、人的資本に関する日本企業の取組は道半ばであり、形式的な対応としないためにも、人的資本経営の実践と開示の両面で一步踏み込んだ、具体的な行動が求められている。

そこで、2021年7月に「人的資本経営の実現に向けた検討会」を設置し、持続的な企業価値の向上に向けて、経営戦略と連動した人材戦略をどう実践するか検討し、その報告書を、実践事例集と併せて、2022年5月に「人的資本経営の実現に向けた検討会 報告書～人材版伊藤レポート 2.0～」として公表した。

また、一橋大学CFO教育研究センター長伊藤邦雄氏を始めとする計7名が発起人となり、「人的資本経営コンソーシアム」の設立が呼びかけられ、人的資本経営の実践に関する先進事例の共有、企業間協力に向けた議論、効果的な情報開示の検討を行う場として、2022年8月25日に設立された。2023年3月末時点で、会員数は、437。

#### 4. 2. 未来人材会議

デジタル化の加速度的な進展や、脱炭素化の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすことが予想される。また、日本企業の競争力をこれまで支えてきたと信じられ、現場でも教え込まれてきた人的な能力・特性とは根本的に異なる要素が求められていくことも想定される。

こうした状況の中で、日本企業が必要とする具体的な人材スキルや能力を把握し、シグナルとして発すること、そして、教育機関がそれを機敏に感知し、時代が求める人材育成を行うことができていないのではないかという問題意識の下、2030年、2050年の未来を見据え、産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿を示すとともに、雇用・人材育成から教育システムに至る幅広い政策課題に関する検討を実施するため、「未来人材会議」を設置し、議論を重ねてきた。

本会議の議論を踏まえ、2022年5月には、未来を支える人材を育成・確保するための大きな方向性と、今後取り組むべき具体策を示す「未来人材ビジョン」を公表した。未来人材ビジョンでは、将来の労働需要の変化を推計した上で、社会システム全体を見直す大きな方向性を二つ（「旧来の日本型雇用システムからの転換」、「好きなことに夢中になれる教育への転換」）に整理し、今後取り組むべき具体策を示した。

#### 4. 3. 人材育成

##### (1) リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業

構造的な賃上げの実現に向けて、企業間・産業間の労働移動の円滑化及びデジタル分野等のリスキリングに向けた投資を進め、持続的な成長と分配の好循環の達成を目指す必要がある。リスキリングと労働移動の円滑化を一体的に進める観点から、令和4年度第2次補正予算において「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」を行うため、基金を造成した。本事業では、個人の方に対してキャリア相談からリスキリング、転職までを一体的に支援することのできる体制を整備する取組に要する経費の一部を補助する。

##### (2) 第四次産業革命スキル習得講座認定制度

経済産業省では、企業・産業の競争力強化や生産性向上等に資する社会人の職業能力の向上を図る機会の拡大を目的として、2017年に「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」を創設した。この制度は民間事業者が社会人向けに提供するIT・データサイエンス分野を中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を経済産業大臣が認定するものであり、また、厚生労働省との連携によって、それらの講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たす

ものを「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の対象講座とすることとした。

2022年度までに計11回の認定を行い、2023年4月1日時点で認定の適用を受けている講座数は132講座（e-learningのみで受講できる講座は69講座）となっている。

### （3）創造性リカレント教育

答えが明確でない問題や変化し続ける状況に対処し、新規事業を創出するために、近年、「創造性」が重要視されている。善や美を追求する人文知の活用など、多様な視点を調和・統合させることを通じて、新たな関係性を見いだす創造的思考や、それを支える創造的態度は座学で身に付けられるものではなく、繰り返し試行錯誤する中で身体知として習得できるものであるが、日本ではそういったスキルを身に付ける場に乏しい。

このような状況を踏まえ、2021年度に引き続き、令和4年度「大企業等人材による新規事業創造促進事業（創造性リカレント教育を通じた新規事業創造促進事業）」を通じて、教育プログラムの作成及び研修事業の組成・実施を支援し、そこで得られた成果として、研修教材、動画及び報告書をオンラインで公開した。

### （4）高等教育機関における共同講座創造支援事業

我が国の企業がデジタル化、脱炭素化の進展といった産業構造の変化や、量子技術を始めとする急激な技術革新に対応しつつ、持続的な成長を遂げるためには、高度な専門性を有する人材の育成が急務である。産業界のニーズに即した人材の育成の加速化を図るため、令和3年度補正予算において「高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金」を創設した。本補助金では、企業等が、大学や高等専門学校等の高等教育機関において、自社が必要とする専門性を有する人材の育成を図るための講座やコース・学科等を設置することを目的として費用を支出する際に、当該費用の一部を補助し、2023年3月末までに23件の共同講座を設置した。令和4年度第2次補正予算においては、共同講座によるリスクリングの成果を処遇に反映する場合に、補助率を引き上げる措置を新たに講じた。

### （5）企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置

大学や高等専門学校等において、実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことは重要である。そのため、私立の大学・高専・専修学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立のために企業等が支出する寄附金について、一定の要件を満たした場合は、これまで必要とされていた個別審査を行わずに全額損金算入を可能とする措置を講じた。

## 4. 4. 多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討

### （1）副業・兼業支援補助金

第四次産業革命の進展を受けた労働市場の変化の中で、副業・兼業は、多様な経験を積む機会となっている。

副業・兼業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、実際に副業・兼業を実施している者は横ばい傾向にある。成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒として、副業・兼業を奨励する観点から、令和4年度第2次補正予算において、従業員の副業・兼業を認めるための環境整備を行う企業に対して支援を行う「副業・兼業支援補助金」を創設した。具体的には、企業が副業・兼業人材の送り出し、または受入れを行うために要する費用の一部を補助する。

### （2）出向起業補助金

大企業等による新規事業へのリソース投下や大企業等人材による辞職起業には、一定のハードルが見込まれる。このため、2022年度においては、過年度に引き続き、「大企業等人材による新規事業創造促進事業（中小企業新事業創出促進対策事業費補助金）」を通じて、大企業等人材が所属企業を辞職せずに、外部資金調達や個人資産の投下等により自らスタートアップを起業し、出向等を通じて新規事業を行う出向起業への支援を行った。具体的には、2023年3月末までに34件の出向起業スタートアップの新規事業を採択し、試作品開発・コンセプト検証等に係る費用の一部への補助を行った。また前年度からの継続支援案件を支援した。これによって、これまで活用されてこなかった人材や知的財産の開放を促し、新規事業の創出を促進した。

## 4. 5. 外国人材政策

### （1）製造業外国人従業員受入事業（特定活動42号）

製造業外国従業員受入事業は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育

成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とした制度として2016年3月より運用を開始した。本事業について、運用開始後5年を目途として見直しの必要性を検討することとされていたため、事業の実施状況に関するヒアリング等を行った。

## (2) 外国人研修指導協議会

中小企業団体に対して、外国人技能実習制度の適切な実施や外国人犯罪の現状及び政府の外国人労働者に対する取組等について、関係省庁の協力を得て情報提供することで、外国人労働者問題に対する意識の向上等を目的として外国人研修指導協議会」を実施している。2022年度においては6月に開催し、中小企業団体等への働きかけを行った。

## (3) 外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けた検討

留学生の多様性に応じた採用プロセスの多様化の推進や産学官連携による採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスの構築・横展開を行うため、経済産業省は、文部科学省、厚生労働省、大学、産業界、支援事業者等と連携し、2020年に「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定した。また、同年、「日本人社員も外国籍社員も職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材及び「動画教材を使った対話による学びの手引き」を策定した。2022年度は、これらツールの普及に向けたワークショップ等を実施した。

## 4. 6. 賃上げ促進税制

2021年度に創設した「人材確保等促進税制」について、令和4年度税制改正において、企業が得た利益を従業員に還元する形での賃上げを促進する目的で要件の見直しと適用期限の延長（2023年度末まで）を行い、「賃上げ促進税制」へと抜本強化した。具体的には、継続雇用者の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に給与増加額の15%を税額控除（同4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で最大30%の税額控除など）することとした。

## 5. 女性の活躍推進等

### 5. 1. ダイバーシティ経営の推進

ダイバーシティ経営に取り組む企業の裾野を広げるため、2020年度まで9年間行っていた優れたダイバーシティ経営企業を選定・表彰する「ダイバーシティ経営企業100選（2012～2020年度）」、「100選プライム（2017～2020年度）」の選定企業の取組をベストプラクティスとして発信した。また、ダイバーシティ経営の実践に向けた現状把握、今後必要な取組の可視化とその取組の促進を目的とした「ダイバーシティ経営診断ツール（2020年度作成）」の普及に向けたセミナー等を実施した。さらに、ダイバーシティの実現を妨げる課題の一つと考えられるアンコンシャス・バイアス（※）について、疑似体験を通じた高い習熟や定着が期待されているVRを用いた研修の在り方や効果測定の手法の確立に向けた検証を行った。

（※）アンコンシャス・バイアスとは、無意識の偏見ともいい、先入観や固定概念によるものの見方、捉え方のゆがみ、偏りのこと。無意識であるからこそ、それを認識し、マネジメントしていくことが重要であるとされている。

### 5. 2. 女性活躍等の取組

#### (1) 女性活躍推進に向けた取組

男女共同参画に向けた取組については、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2020年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」（2021～2025年度）を実施するため、男女共同参画に関する企画立案を担う「男女共同参画会議」（議長：官房長官、議員：関係閣僚、有識者）の下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2022年6月に開催された「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」にて、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」を決定した。重点方針2022は、「Ⅰ. 女性の経済的自立」、「Ⅱ. 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「Ⅲ. 男性の家庭・地域社会における活躍」、「Ⅳ. 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）」の4つの柱立てで構成されている。

経済産業省の関連では、「Ⅰ. 女性の経済的自立」、「Ⅱ. 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「Ⅲ. 男性の家庭・地域社会における活躍」、「Ⅳ. 女性の登用目

標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）」が盛り込まれた。

## （2）なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012年度から、東京証券取引所と共同で実施している事業で、女性活躍推進に優れた上場企業を中長期の企業価値向上を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。2022年度は、近年の企業による人的資本を含む非財務情報の開示の在り方に関する議論を踏まえ、経営戦略と連動した女性活躍推進を行う企業を選定するため、調査票の改訂を行った。具体的には、これまでの女性活躍に関する数値等の定量情報に係る調査に加え、女性活躍に関する取組と経営戦略とのつながりやその成果といった定性的な情報に係る調査を行い、「なでしこ銘柄」として17社を選定した（2023年3月22日時点）。また、女性活躍推進に関する情報開示を促進することを目指して、「なでしこ銘柄」の調査に回答した各社のデータを公表した。

## （3）フェムテック（※）等活用の推進

男女問わず働く個人が、希望するライフ／キャリアプランを両立し、ウェルビーイングを高めることは、企業にとっても人材多様性の確保及び持続的成長の実現につながる。フェムテック等のテクノロジーを活用し、ライフと仕事の両立をサポートするため、2021年度に続き2022年度も「フェムテック等サポートサービス実証事業費補助金」を実施した。これにより、フェムテック企業、導入企業、医療機関、自治体等が連携して実施する、働く女性の健康課題の解決を目指す19の実証事業を支援した。また、2022年度より、全実証事業においてフェムテックの活用による「プレゼンティーズムの変化」と「キャリアへの影響」の測定を開始し、効果の見える化に取り組んだ。

（※）フェムテックとは、Female（女性）とTechnology（技術）からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

## （4）女性起業家支援及び女性リーダー人材育成の推進

女性起業家の事業環境整備や支援の充実により企業・創

業等を後押しするため、2020年12月に、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとした「わたしの起業応援団」を設立。2022年2月に関係者連絡会議を実施し、2023年3月現在、約290の機関が加盟している。2022年度は「わたしの起業応援団」ネットワークの更なる活性化に向けて、同ネットワークを活用した女性起業家の伴走支援事業を実施。各支援機関のスキル向上や支援機関同士との連携強化につながった。また、2022年11月には支援者の育成のための自治体向け研修等も実施した。

女性リーダー育成事業としては、2015年6月、企業横断的な勉強会「Women's Initiative for Leadership」（略称：WIL）を創設した。WILでは、将来の企業経営層（リーダー）候補の女性幹部社員を対象に、経営者に必要な幅広い知見の習得、人的ネットワーク構築の機会を提供している。2022年度は第7期として、43社・43名の企業の幹部候補の女性が参加し、政策研究等を実施した。また、2022年度は、女性の昇進意欲やリーダーシップの向上を目指し、企業を超えた業種横断のメンタリングプログラムを実施し、合計29社、メンター・メンティーを合わせて54名が参加した。

## 5. 3. 障害者関連施策

### （1）障害者関連制度に関する取組

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2021年5月に改正され、事業者における障害者への合理的配慮の提供が義務となった（2024年4月1日施行）。法改正に伴い、同法に基づく基本方針が改正（2023年3月14日閣議決定）され、これらの動きを踏まえ、2022年度においては、基本方針に基づく「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正に向け、経済団体や業界団体等への意見聴取や障害者からの相談・対応事例等の収集、現行の対応指針の内容等に関する周知を行った。2022年12月には障害者差別解消法など障害者政策について職員の理解を深め、経済産業省所管業界に対して障害者への合理的配慮の検討を行うこと等を目的とした研修を実施した。

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が2022年5月25日に公布・

施行され、同法に基づき障害者団体、事業者団体、関係省庁等で構成される「協議の場」が2022年12月及び2023年3月に開催され経済産業省も含めた関係省庁が参加した。また、2022年度には、企業におけるアクセシビリティ等の取組を促進することを目的とし、アクセシビリティに関する国内外の動向や企業の先進事例等の調査を行い、報告書を取りまとめた。

## (2) ニューロダイバーシティの推進

企業がニューロダイバーシティ(※)に取り組むことは、障害当事者の働きやすさに繋がるだけでなく、組織全体のイノベーション創出や生産性向上に繋がることが期待される。2021年度は、特に先行研究でその特定能力との親和性が報告され、人材確保が喫緊の課題となっているデジタル分野にフォーカスし、当分野において先行取組企業の事例を収集することで、企業が「ニューロダイバーシティ」を取り入れる意義とその方法論をレポートとして公表した。2022年度は、ニューロダイバーシティに取り組んだことのない組織や更に深化させたい組織において、2021年度にまとめた方法論を試行的に実践し、その効果や実践上のハードル等を検証することで、レポートを改訂・公表した。

(※) ニューロダイバーシティとは、脳や神経に由来する個人の様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かそうという考え方。

## 6. 知的財産政策

### 6. 1. 不正競争防止法改正について

不正競争防止小委員会(以下「不正競争防止小委」)では、これまでも平成27年改正(営業秘密の規律の強化)、平成30年改正(限定提供データの創設)等、オープン・イノベーションの環境整備・第四次産業革命の推進の観点から累次の制度手当を実施してきた。一方、上記改正法成立後も、コロナ禍を契機としたデジタル化への急激なシフトや、AIの社会実装の進展、リモートを取り入れる形の働き方の変容、技術・重要データの保全(海外流出防止)の一層の要請等、様々な変化の中で、企業が直面する課題も多様化している。そこで、不正競争防止小委において、限定提供データ関連の規律の施行後3年を目途とした見直し時期の到来も念頭に入れながら、上記のような社会情

勢の変化を踏まえつつ、不競法について、時代の要請に応じた適切な制度・運用とするための諸課題の検討を計5回にわたって行い、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」(以下「中間整理報告」として取りまとめ、2022年5月に公表した。その後、①デジタル時代に合わせた知的財産の保護、②中小企業・スタートアップ等の知的財産の活用促進、③国際動向を踏まえた外国との制度調和といった視点から、中間整理報告で取りまとめられた論点のうち、議論を深化ずらした計6つの論点(デジタル時代におけるデザインの保護、限定提供データの規律の見直し、渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備、損害賠償額算定規定の見直し、使用等の推定規定の拡充、営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設)を中心に、2022年10月から計5回にわたって検討を実施した。これらを受けて、不正競争防止小委の最終報告として、2023年3月に「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」を公表した。

また、中間整理報告では外国公務員贈賄罪の制度課題についても継続的に議論を進めることとした。これを受け、当該制度課題を集中的に審議する場として、不正競争防止小委の下に新たに「外国公務員贈賄に関するワーキンググループ」を設置し、2022年8月から議論を行い、2023年3月に「外国公務員贈賄に係る規律強化に関する報告書」を公表した。

その後、以下の内容を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」を提出し、2023年6月7日に可決・成立し、同月14日に公布された。

- ・ デジタル空間における形態模倣品提供行為の防止
- ・ 限定提供データの規律の見直し
- ・ 損害賠償額算定規定の見直し
- ・ 使用等の推定規定の拡充
- ・ コンセント制度による登録を受けた登録商標の適用除外規定の追加
- ・ 外国公務員贈賄に係る規律強化
- ・ 国際的な営業秘密侵害事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備
- ・ 罰則規定の整理

### 6. 2. 営業秘密保護のための取組

近年、我が国において、技術情報を始めとする企業情報が内外に流出する事例が相次いで発生しており、先進技術が流出する事例が多数報告されている。ビッグデータ、AIの実装が進展する第四次産業革命を背景に営業秘密の管理方法も多様化しており、経済産業省では、営業秘密保護に向けて侵害の「抑止」及び被害の「予防」に係る取組を強化している。

このような中、グローバル化により海外に進出する日系企業が増加し、技術情報等の漏洩リスクも増大している一方、中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。こうした状況を踏まえ、海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ等）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を2019年4月より実施している。2022年度は、日系企業の拠点数が多い中国、タイ、ベトナムに加え、インドネシアも個別支援の対象国とし、4か国合わせて10件の個別支援を実施するとともに、現地制度や裁判例の動向と個別支援から得られた知見等を踏まえて、営業秘密の管理に必要な留意点や契約ひな形等を盛り込んだ「インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル」及び「インドにおける営業秘密管理マニュアル」を2023年3月に公表した。加えて、個別支援を受けていない国内企業に向けても、営業秘密管理の重要性について啓発するとともに対策を促すため、インドネシアの専門家より、「成果普及セミナー」を実施し、約80名が参加した。

また、国内での営業秘密保護に関しては、官民連携の取組を継続的に進め、最新の攻撃手法等の情報共有を強化し、対策の高度化を推進することも重要である。これを踏まえ、官民の実務者による「第8回営業秘密官民フォーラム」を2022年6月に開催し、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行った。さらに、営業秘密官民フォーラムによるメールマガジン「営業秘密のツボ」を月1回配信しており、このメールマガジンを通じて、営業秘密関係の判決情報や検挙情報、漏えい対策に関する最新情報、各種セミナーなどのイベント情報等を共有し、

関係者の連携強化を図っている。

さらに、営業秘密に限らず、企業が秘密としたい秘密情報全般の漏えい防止に有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される包括的対策等を広く収集し紹介するものとして2016年に策定した「秘密情報の保護ハンドブック」について、策定以降の関連する法制度やガイドラインの見直し、近年の社会経済情勢の変化（テレワークの普及や雇用の流動化、漏えい対策技術の進展、サプライチェーン間での情報の開示・共有等）への対応、重要な秘密情報の多様性への啓発を図るべく改訂を検討し、不正競争防止小委での議論を経て、改訂版を2022年5月に公表した。

### 6. 3. データ利活用の推進に向けた取組

平成30年不正競争防止法改正で限定提供データ（ID・パスワード等により管理しつつ相手方を限定して提供するデータ）に関する規定が設けられた。当該制度に係る規律の見直し要請や施行後の運用状況等を踏まえ、2021年12月から2022年3月にかけて開催した、不正競争防止小委員会にて、同制度に係る規律の見直し及び「限定提供データに関する指針」の改訂を検討し、「限定提供データに関する指針」の改訂版を2022年5月に公表した。

また、限定提供データ制度の創設時は、他者と共有するビッグデータは秘密管理されないと想定していたため、現行の不正競争防止法では、秘密管理されていないビッグデータのみを限定提供データの保護対象としていたが、制度施行後の企業実務等について検討をした結果、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることが明らかになってきたことから、営業秘密と一体的な情報管理を可能とする必要性が生じていた。そこで、令和5年不正競争防止法改正において、限定提供データの保護対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充し、営業秘密と一体的な情報管理を可能とした。

### 6. 4. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド・ノウハウ・限定提供データ等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい無形の経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで企業価値と

競争力の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の普及に向け、様々な検討を重ねてきている。

2022年11月から2023年2月にかけて、18回目となる「知的資産経営 WEEK」を民間団体、民間企業等の協力を得て開催し、知的資産経営を活用した中小企業の支援策や、成功事例について紹介等を行った。

## 6. 5. 標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針の策定

### 8. 競争政策を参照

## 7. 企業法制の課題に関する取組・企業会計

### 7. 1. コーポレートガバナンスに関する取組

#### (1) CGS（コーポレート・ガバナンス・システム）研究会（第3期）の開催及びCGSガイドラインの改訂

近年のコーポレートガバナンス改革では、経営者のリスク回避傾向や保守的な経営を変革し、収益力の強化と中長期的な企業価値向上に向けた投資の促進が目指されてきた。また、併せて事業ポートフォリオの見直しを促すことで、特にM&Aを通じた非成長分野から成長分野への経営資源の移動を目指してきた。

こうした一連の動きの中で、社外取締役や株主による監督の強化や企業の収益力は一定程度向上するとともに、一部の企業では事業ポートフォリオの見直しも進められてきた一方で、中長期的な企業価値向上に資する投資の拡大やリスクテイクの活性化にまでは現状では寄与していないという評価も存在し、グローバル経済における日本企業の総体としての地位は後退してきた。

そのような中、企業がグローバルな競争を勝ち抜き、中長期的な企業価値向上を実現するには、長期的な価値創造ストーリーを描いた上で、イノベーションや成長に向けた投資の促進が必要である。そのためには、経営者のアントレプレナーシップ（企業家精神）やアニマルスピリットが健全な形で発揮され、より良い経営戦略を立案し、スピードを持ってリスクテイク出来る環境を実現することや、上場企業の経営が企業価値の向上を強く意識したものであることが望まれる。

こうした問題意識から、2021年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂されたことなども踏まえ、企業価値を高める経営戦略を生み出し実行する仕組みをどう築

くか、グローバル競争の中で成長を目指す企業のガバナンスをどう考えるか等のコーポレートガバナンス・システムに関する課題を検討するため、2021年11月から2022年7月にかけて6回（2022年度においては3回）にわたり、CGS（コーポレート・ガバナンス・システム）研究会（第3期）を開催し、今後のコーポレートガバナンス改革の在り方について課題の洗い出しや取締役会の役割・機能に係る再整理、経営戦略・経営計画の策定や中長期インセンティブ報酬の活用といった執行側の機能強化等に対応した監督側の機能強化に関する各論等について検討を行った。

これらの議論をまとめる形で、主に取締役会の役割・機能の向上、社外取締役の資質・評価の在り方及び経営陣のリーダーシップ強化のための環境整備等についての整理を行い、2022年7月にCGSガイドラインを改訂し、公表した。

#### (2) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組

##### (ア) コーポレートガバナンスに関する大臣表彰の実施

コーポレートガバナンス改革のための取組として、特にガバナンスの根幹である社長・CEOの選任・後継者計画において、先進的な取組を行っている企業を表彰し、その取組を広く発信するため、2018年度に、一般社団法人日本取締役協会が主催する「コーポレート・ガバナンス・オブ・ザ・イヤー」において、経済産業大臣賞を創設した。第5回である2022年度においては、法定の指名委員会による3年間にわたる複数回のインタビュー等を含む選任プロセスを経て現社長を選任している点、6年間に及ぶ育成・選定プロセスである代表執行役社長の承継プランを策定し公にしている点、優れた情報開示を行っており、分かりやすく投資家に発信している点、経営のスローガンに基づき経営を行っておりコーポレートガバナンスの取組にも一貫して反映されている点、財務パフォーマンスが上昇傾向にあるなど、高い業績をあげている点が評価され、株式会社荏原製作所がこれを受賞した。

##### (イ) ガバナンス・サミット2022

コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させることを目的に、ガバナンス・サミット2022を開催した。本イベントでは、関係省庁、企業経営者、専門家等、関係する団体が一堂に会し、監督機能の強化に加え、先行き不透明な時代に力強い成長を実現できる新たな企業統

治の在り方を考え、その実現に尽力すべく、日本企業が取り組むべきコーポレートガバナンス改革の方向性について、様々な角度から議論した。

#### (ウ) 役員報酬の手引改訂

中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため作成・公表している『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』について、2022年7月に改訂したCGSガイドラインの内容を踏まえ、従業員に自社株報酬を付与する場合のQ&Aの追加を中心に改訂を行い、2023年3月に公表した。

## 7. 2. 事業再編の促進に関する取組

### (1) 公正な買収の在り方に関する研究会の開催

これまで、経済産業省は、M&Aに関する公正なルール形成を促すことで望ましい買収の実行を促進するという考え方から、M&Aに関する原則や視点、ベストプラクティスなどを整理する指針及び報告書を策定してきたが、近年、M&Aを巡る日本企業及び資本市場を取り巻く環境には様々な変化が生じている状況にある。

M&A全体の件数は増加傾向にあるが、近年、金額の観点からは、国内企業に対する買収・合併よりも、海外企業に対する買収が積極的に行われている。また、当初の買収提案を契機に対抗提案が提示されるケースが増加しており、取締役会が検討・対応すべき事項が複雑化している。加えて、買収防衛策の平時における導入に対する機関投資家の反対率は2017年以降大きく増加し、導入企業数は特に東証一部・プライム市場においては減少傾向が続いている一方、買収防衛策に基づく対抗措置の発動やその差止めを巡る裁判例が一部で登場している。

さらに、買収と深く関係するコーポレートガバナンスについては、コーポレートガバナンス・コード等が定められ、社外取締役の比率は大きく上昇したが、その実質化は道半ばである。また、中長期的な企業価値や資本効率の向上への意識は高まっているが、PBRが1倍を下回る上場企業の比率が他国と比較して多い状況にある。

経済産業省は、このような潮流を踏まえつつ、公正なM&A市場における市場機能の健全な発揮により、経済社会にとって望ましい買収が一層活発に行われることを目指し、買収を巡る行動に関する予見可能性の向上やベストプ

ラクティスの提示に向けた検討を行うべく、2022年11月に公正な買収の在り方に関する研究会を立ち上げた。2023年2月には、買収提案に関する当事者の行動の在り方等に関する主要論点についてパブリックコンサルテーションを実施し、国内外から提供された意見等も踏まえつつ、2023年3月末の第6回研究会において、上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方を中心に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスをまとめた指針原案を提示した。

### (2) パーシャルスピノフ税制の創設

令和5年度税制改正において、元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配によるものに限る。）について、産業競争力強化法による事業再編計画の認定を受けるなどの一定の要件を満たせば、事業再編時の譲渡損益課税の繰延べを認め、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする、パーシャルスピノフ税制が創設された。

## 7. 3. 企業会計

### (1) 経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）とのコンバージェンス（収れん）も進み、EUとの同等性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応の在り方に関する当面の方針」が公表され（2013年6月）、グローバルな基準改善への貢献（発言権の確保）及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

### (2) IFRS対応方針協議会

我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や、オールジャパンとしての意見の集約・発信等を図ることを目的として、2013年9月、前身である「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会（注）」を改組するかたちで、「IFRS対応方針協議会」が設置された。（注）「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」

は、2011年に国際会計基準審議会（IASB）が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応し、IASBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置されたもの。

同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省が参加している。

2022年度において、本協議会は、4回開催されており（2022年7月、9月、12月、2023年3月）、IFRSの任意適用の積上げに向けた取組や、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）への対応について情報共有がなされた。

#### 7. 4. 開示・企業と投資家との対話

##### （1）非財務情報の開示指針研究会

昨今の企業の情報開示における非財務情報への関心の高まりや、非財務情報の開示指針を巡る世界的な動向変化を踏まえ、非財務情報及びその指針に関する世界的な動向に関する情報の共有を行いながら、質の高い非財務情報の開示を実現する指針のあるべき方向性を検討するため、2021年6月に「非財務情報の開示指針研究会」を立ち上げた。研究会では、2022年3月にIFRS財団が公表したサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示（S2基準）の公開草案について、分析、検討を行うとともに、業界団体・企業から寄せられた意見・コメントを取りまとめ、2022年6月29日に研究会としての見解を示した「ISSB公開草案に対する意見書」を公表した。

##### （2）サステナビリティ関連データの効率的収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ

SX経営の実現と開示要請への対応のためには、サステナビリティ関連データの戦略的活用の促進と効率的にデータを収集する体制の構築が重要であるなどの問題意識から、2022年12月13日に「サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するワーキング・グループ」を立ち上げた。

2022年度は4回のワーキング・グループが開催され、

サステナビリティ関連データの収集と活用等に関する現状と課題等について議論を行った。

##### （3）非財務情報可視化研究会（内閣官房主催）

非財務情報を企業開示の枠組みの中で可視化することで、株主との意思疎通の手段の強化を図るべく、人的資本など非財務情報についての価値を評価する方法について検討を行い、企業経営の参考となる指針をまとめることを目的に、2022年2月、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において「非財務情報可視化研究会」が発足した。本研究会の庶務は、当該事務局が「経済産業省の協力を得て」処理することとされ、経済産業政策局企業会計室長が構成員として本研究会に参画した。2022年度は3回の研究会が開催され、企業の持続的価値創造の促進の観点からの非財務情報の可視化の在り方や、無形資産投資の充実に向けた課題や対応策について議論され、2022年8月30日に「人的資本可視化指針」が取りまとめられた。

##### （4）国際的な連携

2021年11月に設立された「日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）」に基づき、2022年11月、米国商務省と共同で「日米ESGラウンドテーブル」が開催され、日米両国のESGに関する取組について、特に両国のESG関連情報開示について焦点を当てつつ、情報交換が行われた。

#### 7. 5. 企業の社会的責任（CSR）

##### （1）CSRに関する調査・研究

一般社団法人企業活力研究所が企業のCSR責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005年度から開催している。本研究会は、経済産業省のサポートにより、2004年に設立された。以降、経済産業省はオブザーバーとして参加している。2022年度は、情報開示の促進を通じて社会の持続可能性の向上と長期的な企業価値の創出をはかるためには、企業において、サステナビリティを経営に同期していく統合的な経営を実践する中で、サステナビリティ情報開示を含む統合的な情報開示を高めていくことが重要ではないかという認識の下、「社会の持続可能性の向上と長期的な企業価値の創出に向けたESG情報

開示のあり方に関する調査研究」というテーマで調査研究を行った。

## (2) EUや国際機関との連携

2023年2月、日EU経済連携協定に基づき設置された貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の第4回会合がテレビ会議形式で開催され、この中において、CSR及び責任ある企業行動(RBC)に関する対話を行った。日本側からは、2022年9月に日本政府が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の紹介等を行った。

## 8. 競争政策

### 8. 1. 概要

人口減少やIT技術の進展、脱炭素化の要請など、経済・社会環境が大きく変わりつつある中、行政による適正な競争環境整備に向けた取組の重要性が以前にも増して高まっている。

経済産業省は、産業界や企業からのニーズを踏まえ、適正な競争環境を整備するために、競争政策の在り方に関する検討など、必要な対応を行っている。

### 8. 2. 2022年度の主な取組

#### (1) 標準必須特許のライセンスに関する取引環境整備

近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許(SEP)のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。特に、あらゆる製品(モノ)がコンピュータとなり、取得・共有された情報(データ)を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのSEPライセンス取引が増加していく見込みであるところ、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。以上の背景から、2021年3月に設置した「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」における検討結果、国内外の企業等へのヒアリングや意見募集を踏まえ、国内特許を含む標準必須特許のライセンス交渉に携わる権利者及び実施者が則るべき、我が国としての誠実交渉の規範を示す「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」

を2022年3月に策定した。2022年度は本指針の周知及び本指針が広く活用されることを目的とし、海外当局との意見交換や司法関係者への説明会の実施、さらには独占禁止法の不公正な取引方法に関する相談窓口に寄せられた、SEPライセンスに関する事案について、本指針を1つの参考として、相談への対応を行った。

#### (2) グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会

諸外国では、欧州を中心に、気候変動対策などサステナビリティに配慮した企業の取組を競争政策上どのように考慮すべきかについて、活発な議論が行われている。我が国としても、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進める上で、それを後押しするための競争政策上の方策は、重要な論点である。例えば、イノベーションを不当に抑制しようとする企業の合意等に対しては厳正に対処する一方、複数の企業が共同で行う自律的な取組であって、炭素中立の産業構造への転換に資するものについては、強く後押しすべきと考えられる。

以上を踏まえ、我が国として、グリーン社会の実現に向けた取組を後押しする上での競争政策上の論点について、広く知見を集めて整理を行い、それを共有するため、「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」を2022年3月に設置した。研究会では、競争法学者、実務家を中心とする本分野の有識者の参画の下、サステナビリティと競争政策の検討に着手している海外事例等について国内外の有識者からヒアリングを実施するとともに、研究会委員の意見を整理し、2022年9月に報告書として取りまとめ、公表を行った。

#### (3) 事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

産業競争力強化法では、一定以上の国内売上高合計額を有する申請会社の事業再編計画等の認定に当たり、主務大臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公正取引委員会と協議を行うこととなっている。これにより、主務大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我が国産業の国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑化に資することが期待されている。

なお、2022年度は事業再編計画等の認定について、新規に協議を行った案件はなかった。